

## 有価証券の時価情報

### 1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和6年9月末					令和6年3月末				
	帳簿価格	時価	含み損益	うち益	うち損	帳簿価格	時価	含み損益	うち益	うち損
その他	3,400	3,196	▲203	22	226	3,400	3,213	▲186	37	224

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2.上記の「その他」は、「外国証券」です。

### 2. その他の有価証券で時価のあるもの (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

区分	令和6年9月末					令和6年3月末				
	取得原価 (償却原価)	時価	評価損益	うち益	うち損	取得原価 (償却原価)	時価	評価損益	うち益	うち損
株式	666	1,474	807	820	12	666	1,338	672	677	4
債券	13,353	13,127	▲225	13	239	13,410	13,221	▲188	19	208
国債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方債	3,354	3,331	▲23	1	25	3,256	3,242	▲13	5	18
社債	9,998	9,796	▲201	12	214	10,153	9,978	▲175	14	189
その他	11,531	11,555	23	514	491	11,432	11,452	20	498	478
合計	25,551	26,157	605	1,348	742	25,508	26,013	504	1,194	690

(注) 1.時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2.上記の「その他」は、「外国証券」「投資信託」「その他証券」です。

### 3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額 (単位:百万円) <参考> (単位:百万円)

項目	令和6年9月末	令和6年3月末
非上場株式	23	23
総合出資金	57	59
合計	81	82

## 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円)

項目	令和6年9月末	令和6年3月末
自己資本の額 (A)	6,186	5,968
コア資本に係る基礎項目の額 (B)	6,193	5,975
リスク・アセット等 (C)	61,368	62,012
<b>自己資本比率 (A)/(C)</b>	<b>10.08%程度</b>	<b>9.62%</b>
総所要自己資本額 ※1	2,454	2,480

※1 「総所要自己資本額」は「リスク・アセット×4%」で算出しております。

(注) 上記の令和6年9月末の自己資本比率は、自己査定について、「金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)」の注記に記載のとおり簡便方法によっていることなど本決算と異なる簡便な算出方法を採用しております。

**うごしんの自己資本比率は、10.08%程度と国内基準の4%を上回っております。**

自己資本比率とは国際決済銀行(BIS)の基準に則り、リスクに応じて計算した資産(リスク・アセット)に対する「自己資本」の割合を算出する国際的な指標で、金融機関の安全性や健全性を測る目安となっております。



地域と共に、あなたと共に。  
**羽後信用金庫**  
本部/秋田県由利本荘市本荘24番地 TEL.0184-23-3000(代表)  
ホームページ <http://www.ugoshinkin.jp>

# Mini Disclosure

ミニディスクロージャー

## 羽後信用金庫の現況

【令和6年9月末】



**羽後信用金庫**

## ごあいさつ

皆様には平素より私ども“うごしん”をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、令和6年9月末における当金庫の経営理念、概要及び業績等をより多くのお客様にご理解いただくために、ミニディスクロージャー誌を作成いたしました。ご参考にさせていただければ幸いに存じます。

当金庫は、皆様からの信頼を確かなものとするため、役職員一同、経営の健全性・透明性の確保になお一層努力する所存でございますので、今後とも暖かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 経営理念

- 羽後信用金庫は、地域の金融機関として質の高いサービスを提供し、地域の人々の豊かな暮らしと事業の発展に貢献します。
- 羽後信用金庫は、地域とともに歩み、ともに発展し、地域の経済と文化の興隆につとめます。
- 羽後信用金庫は、堅実経営を第一義とし、常に時代を先取りする積極的な取り組みにつとめ、会員、お客様、職員の幸福を追求します。

## 当金庫の概要

(令和6年9月30日現在)

名称	羽後信用金庫
創立	昭和23年4月11日
出資金	33億22百万円
本店	〒015-0809 秋田県由利本荘市本荘13番地
店舗数	35店舗
会員数	30,853名
役員数	152名(男子85名・女子67名)
営業地区	秋田県全域

## 預金・貸出金の状況

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和6年9月末	令和5年9月末	令和6年3月末
預金	151,027	152,352	149,547
貸出金	71,980	72,639	72,075

## 貸出金の内訳

	(単位:百万円)	〈参考〉	(単位:百万円)
	令和6年9月末	令和5年9月末	令和6年3月末
製造業	3,355	3,574	3,457
農業、林業	263	251	262
漁業	13	13	16
鉱業、採石業、砂利採取業	5	9	5
建設業	7,094	7,319	7,419
電気、ガス、熱供給、水道業	5,163	4,666	5,140
情報通信業	2	—	—
運輸業、郵便業	1,430	1,441	1,456
卸売業、小売業	4,136	4,284	4,163
金融業、保険業	8,320	8,816	8,218
不動産業	5,787	5,881	5,528
物品賃貸業	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	50	50	64
宿泊業	356	385	405
飲食業	917	988	924
生活関連サービス業、娯楽業	1,261	1,214	1,157
教育、学習支援業	132	113	127
医療、福祉	3,727	3,919	3,840
その他のサービス	2,510	2,209	2,666
小計	44,531	45,138	44,854
地方公共団体	11,096	11,829	11,144
個人(住宅・消費・納税資金等)	16,352	15,671	16,076
合計	71,980	72,639	72,075

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 損益の状況

	(単位:千円)	〈参考〉	(単位:千円)
	令和6年9月末	令和5年9月末	
コア業務純益	225,800	190,883	
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	225,800	190,883	
業務純益	145,632	190,883	
経常利益	195,495	458,015	
当期純利益	152,381	336,520	

## 金融再生法ベースの債務者区分による開示(単体)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	
						(単位:百万円、%)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年3月期	2,602	2,602	484	2,118	100.00
	令和6年9月期	2,654	2,654	545	2,109	100.00
危険債権	令和6年3月期	4,899	4,561	4,016	544	93.10
	令和6年9月期	4,535	4,178	3,670	507	92.12
要管理債権	令和6年3月期	1,268	306	127	178	24.15
	令和6年9月期	1,248	389	132	257	31.20
三月以上延滞債権	令和6年3月期	25	18	14	3	73.39
	令和6年9月期	28	24	19	5	86.47
貸出条件緩和債権	令和6年3月期	1,243	287	113	174	23.15
	令和6年9月期	1,219	364	113	251	29.89
小 計(A)	令和6年3月期	8,770	7,469	4,628	2,841	85.17
	令和6年9月期	8,438	7,221	4,347	2,874	85.59
正常債権(B)	令和6年3月期	64,571				
	令和6年9月期	64,786				
総与信残高(A)+(B)	令和6年3月期	73,341				
	令和6年9月期	73,224				

(注)上記の令和6年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権の 카테고리により分類しておりますが、集計方法については以下の点につき年度末に開示する計数とは異なるため、計数は連続しておりません。

1. 令和6年9月末の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」の金額は、令和6年3月末時点における債務者区分(※)残高を前提とし、令和6年3月末から令和6年9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実ならびに債務者区分の引下げ等があった債務者について、当庫の定める自己査定基準に基づき債務者区分の見直しを行い、債務者区分の変更と認められる額を反映しております。

この場合、債務者区分が下方に変更になった場合を対象とし、債務者に対する債権額を新たに加算、または「危険債権」を減額し「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」を加算しております。

また、令和6年9月末については、償却・引当見込額、回収額、および担保処分見込額の半期中の変動は勘案しておりませんが、令和6年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。

さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

※債務者区分との関係  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(実質破綻先、破綻先の債権)、危険債権(破綻懸念先)、要管理債権(要注意先のうち、利払いが三月以上延滞しているか、又は貸出条件を緩和している債権)

2. 令和6年9月末の「要管理債権」の金額は、令和6年3月末時点における残高を前提とし、令和6年3月末から令和6年9月末の間に正常先、要注意先の債務者に対する債権のうち、①新たに三月以上延滞となった債権、②新たに貸出条件を緩和したことを確認している債権を加算し、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」および「危険債権」に変更になった金額を減算しております。

また、令和6年3月末時点の自己査定金額のうち、半期中の増減額を勘案しております。さらに、金融庁による検査等により期間中に債務者区分が変更となったと認識しているものについては、増減額を反映しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

「危険債権」  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。

「要管理債権」  
信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。

「三月以上延滞債権」  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。

「貸出条件緩和債権」  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。

用語解説